

一、檀那妻子を誘ひ參詣候節饗應有之候とも不可及夜陰に尤住持よりわげの親類たりとも可准之勿論□□等を催し遊興の沙汰堅く停止すべし、且又禮物を以座敷を借り休息の望有之候とも遂行不可許容事

一、宗門によりて取立候講の類所々有之由其講を結ふといへとも不實にして不遂其用望様子相聞候若宗門において左様の講在之候は、向後可爲無用候外よりすゝめ候とも其人數に不可入

但し修覆造立の堂□取立有來候共其人數雖儀に及ばざる様に致すべし尤相濟候節觸頭まで可相達事

一、僧侶者法義を重し世事の利養をはなるへき所に近世公訴諍論に於よひ候品時々相聞僧侶に一切無益たるべし己來堅相愼へし然しながら寺祿並山林境内境の違亂又は檀家より寄附の田畑かすのを掠られ候歟或は檀那徒黨を結び離檀いたし候儀も候は、觸頭へ申聞可及公訴事

右條々堅相守往古の御條目は勿論宗門之法式を不相亂名利を貪り俗に隨ひ實儀を不失様に急度相愼正道に執行し聊不可違犯者也

享保七寅年四月

京 都 妙 滿 寺

(五) 上人號免許補任狀

南部盛岡法華寺現住

日 瑠

享保十五庚年八月十三日

贈上號令免許訖仍而補任狀如件

妙滿寺七十八代

僧 都 日 養 花
押

ことを三度くり返す
ことでこれを式三献
といい、ここから出
た